

犬の飼い主のみなさんへ

●犬のフンの後始末は、飼い主の責任で必ず行いましょう

最近、苦情が多く寄せられています。他人に不愉快な思いをさせるだけでなく、景観汚染にもつながります。散歩時のフンの後始末も大切な犬の世話。マナーを守り、犬を育てましょう。

●狂犬病予防接種のお知らせ

狂犬病予防法により、飼い犬には毎年1回の予防接種が義務づけられています。飼い主の責任として必ず予防接種を受けましょう。

[持ち物]

注射料3100円、鑑札、
狂犬病予防注射通知のはがき

[日程]

月 日	時 間	会 場
4月27日 (火)	午前9時20分～10時20分	東根地区公民館前
	10時40分～11時40分	役場裏
	午後1時00分～1時30分	十王地区公民館前
	1時45分～2時15分	鷹山地区公民館前
	2時30分～3時00分	中山林業センター前
	3時10分～3時15分	針生公民館前
4月28日 (水)	午前9時20分～10時30分	蚕桑地区公民館前
	10時50分～11時30分	ハーモニープラザ前
	11時45分～12時00分	黒鴨いきいきセンター前
	午後1時30分～2時00分	鮎貝自彊会駐車場
	2時15分～3時15分	役場裏

※狂犬病予防注射は1頭1針で実施しています。
※どの会場でも受けることができます。

[ご注意]

- ①接種時は犬に逃げられないように、首輪をきちんと付けてください。また、犬をしっかりと押さえることのできる飼い主が連れてきてください。
- ②登録していない犬は、この会場では予防接種を受けられません。犬を新しく飼われた場合や、飼い主が変わったり、飼い主の住所が変わったときなどは、印鑑と登録料3000円をお持ちのうえ、町民課に届けてください。集合注射は3100円ですが、集合注射以外に来院の時は3600円以上、巡回のときは4200円以上かかります。
- ③ワクチンなどの接種日が近くて心配な場合は、当日獣医師にご相談ください。

[その他]

- *注射を受けた際は、注射済票を首輪につけておきましょう。
- *かわいそうな小犬や小猫が生まれないように、不妊・去勢手術を考えましょう。
- *事情により飼うことができなくなった犬や猫、捨て猫や野良猫は有料で置賜保健所が引き取ります。その場合、飼主や拾い主からの引き取りになり、引き取り場所まで連れて行っていただくこととなります。

■問い合わせ 町民課くらし環境係 (☎85-6131)

介護と医療の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度のお知らせ

<高額医療合算介護(介護予防)サービス費制度>

医療保険における世帯内で、1年間(毎年8月～翌年7月)にお支払いされた介護保険と医療保険との自己負担額(※)を合計し、下の表の基準額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。(介護保険では「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」、医療保険では「高額介護合算療養費」といいます。)

▼この支給を受けるためには、申請が必要です。…

▼詳しくはお問い合わせください。

白鷹町国民健康保険、山形県後期高齢者医療に加入しているかたで、対象となるかたにはお知らせしましたので、町民課国保医療係に申請してください。

	所得区分	長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) +介護保険	国保または被用者保険 +介護保険 (70歳～74歳の人がある世帯)	国保または被用者保険 +介護保険 (70歳未満の人がある世帯)
基準額	現役並み所得者	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
	一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
	低所得者Ⅱ	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
	低所得者Ⅰ	19万円(25万円)	19万円(25万円)	

○計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月です。平成20年度分は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16カ月とし、基準額は、上の表の()内の金額です。16カ月で計算した支給額よりも平成20年8月1日から平成21年7月31日までの12カ月で計算した支給額が多い場合には、12カ月で計算した支給額となります。

※自己負担額は、原則として、介護サービスや医療行為を利用した際に支払う金額のことで、食費や居住費(滞り費)、差額ベッド代などは支給の対象とはなりません。なお、高額介護(介護予防)サービス費等の支給を受けたかたについては、支給された後になお残る金額がここでいう「自己負担額」となります。

■問い合わせ 健康福祉課介護保険係 (☎86-0213)